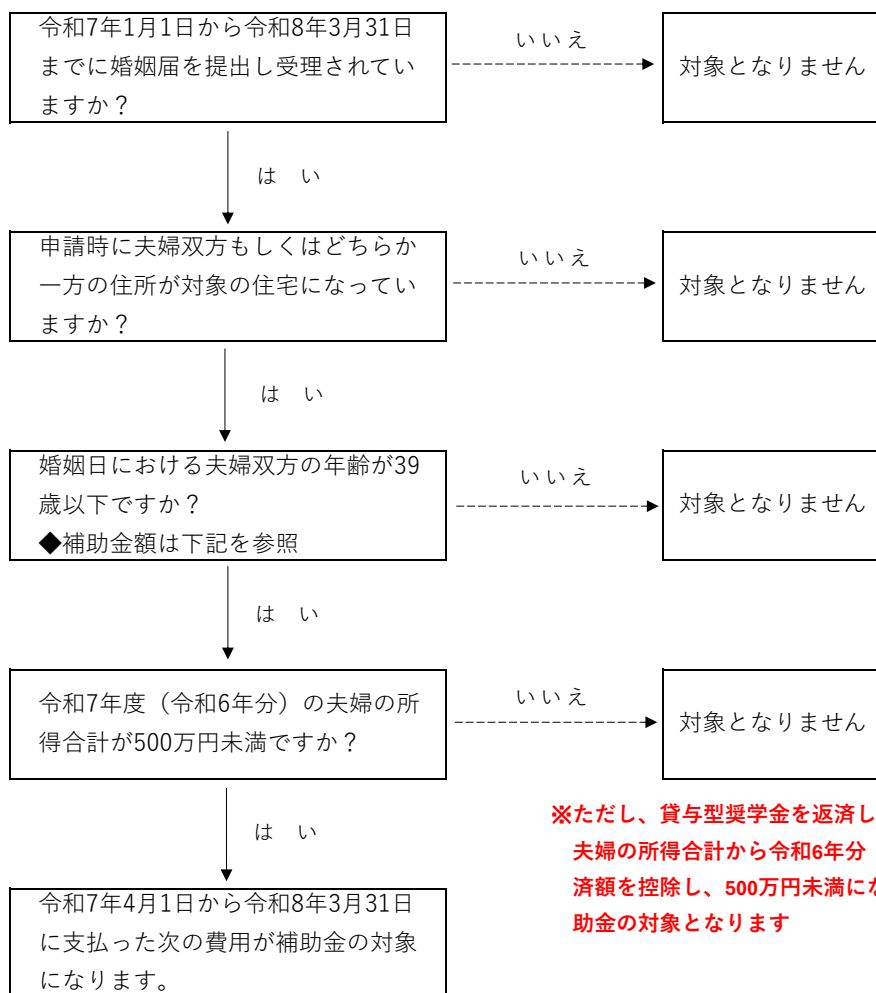


令和7年度忍野村結婚新生活支援事業補助金フローチャート

🔍 ご自身が補助金の対象になるかこのフローチャートでご確認ください



※ただし、貸与型奨学金を返済している場合は、
夫婦の所得合計から令和6年分（1年間）の返
済額を控除し、500万円未満になった場合は補
助金の対象となります

- ①住宅取得費用
・新築、建売、中古の住宅を取得した費用（土地購入費用は除く）
- ②住宅改修費用
・リフォームに要した費用
- ③住宅賃借費用
・賃貸住宅初期費用（敷金、礼金、仲介手数料）
・家賃（賃料・共益費）
- ④引越費用
・引越業者、運送業者に支払った費用
（レンタカーや自ら行った引越は対象外）
※購入した住宅に引越すために引越業者などに支払った費用も④の対象
となります

補助金額

夫婦共に29歳以下

➡ **最大60万円**

夫婦共に30歳以上39歳
以下

➡ **最大30万円**